

令和4年度 保育料（利用者負担額）月額表

3号認定（0～2歳児）保育の提供を受ける場合

単位：円

各月初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分		保育料（利用者負担額）	
階層	世帯の定義	標準時間認定	短時間認定
1	生活保護世帯等	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3	市町村民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等)	8,100 (3,100)	7,900 (3,100)
4	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	13,000 (5,000)	12,700 (4,900)
5	48,600円以上 77,200円未満 (ひとり親世帯等)	22,400 (6,700)	22,000 (6,500)
6	77,200円以上 97,000円未満	26,000	25,500
7	97,000円以上 121,000円未満	34,000	33,300
8	121,000円以上 145,000円未満	37,200	36,500
9	145,000円以上 169,000円未満	38,800	38,000
10	169,000円以上 200,000円未満	45,800	44,900
11	200,000円以上 250,000円未満	48,600	47,600
12	250,000円以上 301,000円未満	53,200	52,100
13	301,000円以上 349,000円未満	57,600	56,400
14	349,000円以上	59,800	58,600

【備考】

- 1 この表における『市民税所得割額』とは、地方税法に適用がある、住宅取得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額をいいます。
- 2 階層区分は、4月分から8月分までの保育料の額の算定にあつては当該年度の前年度分の、9月分から翌年3月分までの保育料の額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額により決定します。
- 3 次のいずれかに該当する世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）のうち、階層区分の3から5のいずれかに、該当する世帯については（ひとり親世帯等）に掲げる額とします。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳（栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第1条に規定する療育手帳をいう。）の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金の給付を受けている者の属する世帯
 - (7) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者の属する世帯
- 4 前項3に該当する世帯で、生計を一にする子どもが2人以上いる場合の保育料の額は、第1子の年齢に関わらず園児が第2子以降に該当するときは、無料となります。
- 5 階層区分の3から5まで（階層区分5にあっては、所得割額が57,700円未満に限る。）に該当する世帯において生計を一にする子どもがいる場合の保育料は、第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 6 階層区分5から14まで（階層区分5は、所得割額が57,700円以上の世帯）に該当する世帯で、同一の世帯に小学校就学前の子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校の幼稚部に就学し、若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）の保育料は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 7 第二子以降子ども保育料無償化事業
生計を一にする18歳以下※1の子どもから数えて第2子以降となる場合は、保育料免除の対象となります。但し、保育料や市税に滞納がある世帯は対象外です。免除を受けるには毎年申請が必要です。
※1大学生等であれば22歳、障害者は20歳となる年度までカウントの対象とします。